

大分県環境影響評価条例施行規則の一部改正(案)について

1	大分県環境影響評価条例施行規則の一部改正（案）について	1
2	環境影響評価（環境アセスメント）とは	2
3	大分県環境影響評価条例施行規則（対象事業）の改正案	3
4	特別地域について	4
5	環境影響評価法及び条例における太陽光発電事業の対象規模要件等	5
6	特別地域（自然公園・鳥獣保護区等）の面積について	6
7	特別地域（自然公園・鳥獣保護区等）の状況	7
8	FIT 法に基づく太陽光発電事業の認定状況の推移	8

大分県環境影響評価条例施行規則の一部改正(案)について

(太陽光発電所の対象規模要件(敷地面積)の強化)

1 改正の趣旨

- ◆大規模な太陽光発電事業による自然環境や景観等への影響が懸念
⇒平成29年3月環境影響評価条例を改正(敷地面積20ha以上の太陽光発電所を条例の対象に追加:平成30年1月施行)
- ◆太陽光発電所による環境保全上の問題が全国的に発生
国では、令和元年7月出力4万kW以上(面積100ha以上に相当)の太陽光発電所を法の対象に追加:令和2年4月施行)
- ◆依然として、①自然環境等への影響を危惧する声、②環境に配慮した設置のあり方に関する意見あり
- ◆他県では、条例改正に合わせ、守るべき地域を明確にした規則改正の動きもあり
⇒自然環境保全上重要な地域については、対象規模要件(敷地面積)を強化(縮小)

2 主な改正内容

現行【対象規模の要件】

敷地面積20ha以上の太陽光発電所
(工業地域等を除く)

改正案【対象規模の要件】

敷地面積20ha以上の太陽光発電所(工業地域等を除く)
ただし、特別地域(※)を含むものにあつては、5ha以上の太陽光発電所

【特別地域(※)】(考え方:自然環境保全上重要な地域)

①自然公園法 (国立・国定公園)

- ・特別保護地区
- ・第一種特別地域
- ・第二種特別地域
- ・第三種特別地域
- ・普通地域

②自然公園条例 (県立自然公園)

- ・第一種特別地域
- ・第二種特別地域
- ・第三種特別地域
- ・普通地域

③自然環境保全条例 (自然環境保全地域)

- ・特別地域
- ・普通地域

④鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (鳥獣保護法)

- ・特別保護地区
- ・鳥獣保護区

⑤国連教育科学文化機関の登録地域 (祖母・傾・大崩 ユネスコエコパーク)

- ・核心地域
- ・緩衝地域

⑥特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約 (ラムサール条約)の登録湿地

- ・くじゅう坊ガツル・タゲ原湿原

3 今後のスケジュール

(令和2年8月)

- ・環境審議会(諮問)
- ・パブリックコメント開始

(令和2年9月)

- ・パブリックコメント終了

(令和2年10月)

- ・環境審議会(答申)

(令和2年12月)

- ・最終案決定

(令和3年1月)

- ・改正規則公布

(令和3年7月)

- ・改正規則施行

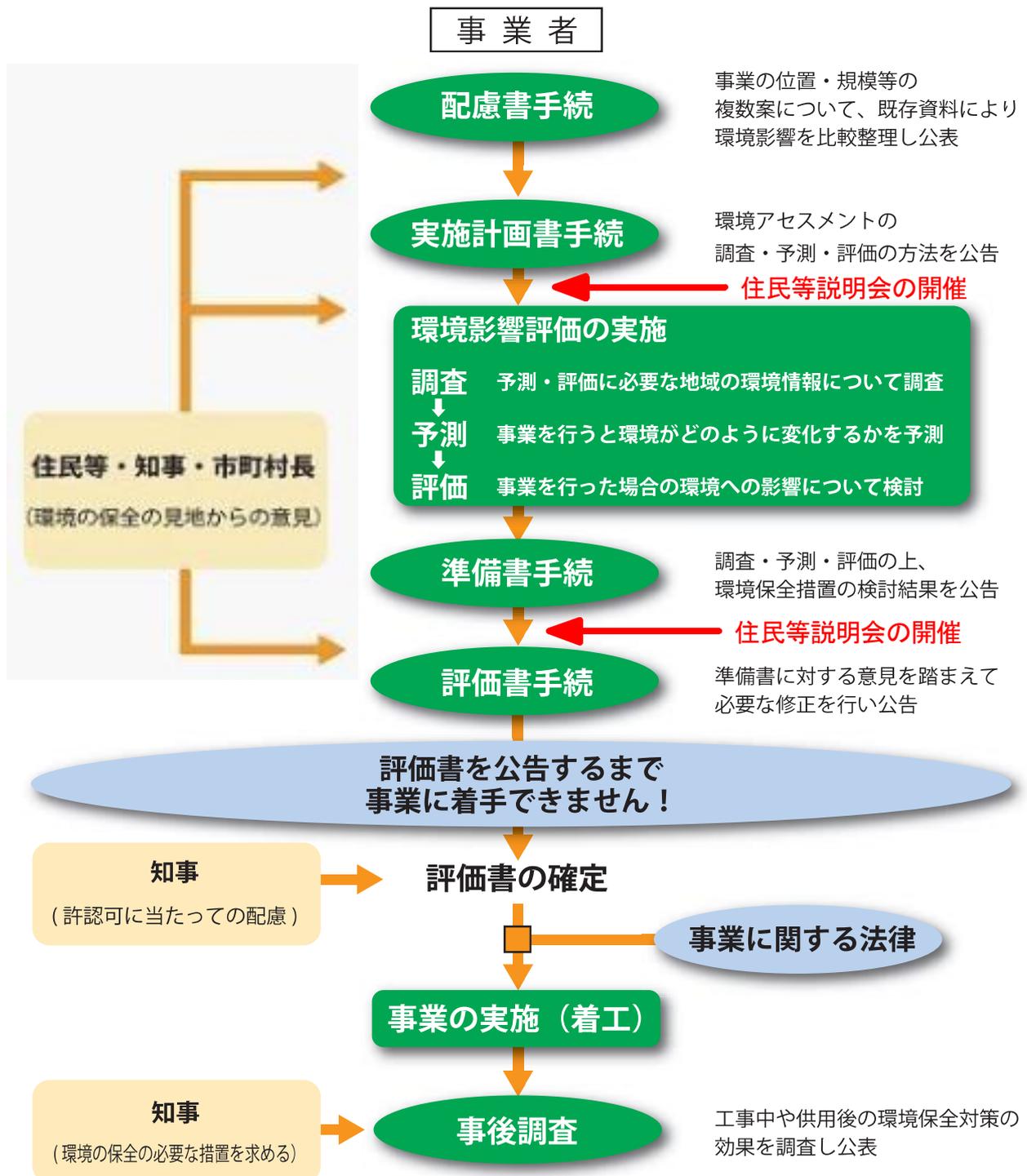
4 経過措置

施行日前に、電気事業法の工事計画届出、FIT法の認定、森林法の林地開発許可等、一定の要件を満たした事業は対象外

環境影響評価(環境アセスメント)とは

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施しようとする者(事業者)が事業の実施に当たり、あらかじめその事業が環境に及ぼす影響について、調査、予測及び評価を行い、その結果に基づいて事業の内容を、より環境に配慮したものとしていくものです。

大分県環境影響評価条例では、事業者が各手続の結果を公表し、住民、市町村や県などから意見を聴き、それらを考慮して環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていく仕組みを定めています。



大分県環境影響評価条例施行規則(対象事業)の改正案

環境保全課

事業の種類等	第1種対象事業	第2種対象事業
1 県道、市町村道の建設	4車線7.5km以上	—
2 発電所の建設		
水力発電所	出力 22,500kW以上	出力 15,000kW以上
火力発電所	出力 112,500kW以上	出力 75,000kW以上
地熱発電所	出力 7,500kW以上	出力 5,000kW以上
風力発電所	出力 7,500kW以上	出力 5,000kW以上
太陽光発電所	現行(H29.3改正H30.1施行) 敷地面積20ha以上 (工業地域、工業専用地域は除く) 改正案 追加:ただし、特別地域(別添参照)を含むものにあつては、5ha以上	—
3 廃棄物処理施設		
ごみ焼却処理施設	200t/日以上	—
し尿処理施設	100kL/日以上	—
廃棄物最終処分場	25ha以上	5ha以上25ha未満
4 工場等の建設	排ガス量 10万Nm ³ /H以上 排出水量 1万m ³ /D以上	—
5 公有水面の埋立又は干拓事業	40ha以上	20ha以上40ha未満
6 流通業務団地造成事業	75ha以上	30ha以上75ha未満
7 住宅用地造成事業	75ha以上	30ha以上75ha未満
8 工場用地造成事業	75ha以上	30ha以上75ha未満
9 運動又はレクリエーション施設用地造成事業	75ha以上	30ha以上75ha未満
10 ゴルフ場造成事業	50ha以上	10ha以上50ha未満
11 その他の土地開発事業	75ha以上	30ha以上75ha未満
12 規則で定める事業	—	—

大分県環境影響評価条例(抜粋)

(目的)

第一条 この条例は、環境影響評価について県等の責務を明らかにするとともに、規模が大きく環境への影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続その他所要の事項を定めること等により、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 環境影響評価

事業(特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更(これと併せて行うしゅんせつを含む。)並びに工作物の新設及び増改築をいう。以下同じ。)の実施が環境に及ぼす影響(当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響を含む。以下単に「環境影響」という。)について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。

■第1種対象事業: 大規模な事業であつて、環境影響評価図書について、公告・縦覧や県民等からの意見書の提出、説明会などのいわゆる「住民手続」を行うもの。配慮書手続は必ず行う。

■第2種対象事業: 第1種対象事業よりも小規模な事業であつて、「住民手続」を行わないもの。配慮書手続は任意で行う。

特別地域について

1 特別地域の考え方 自然環境保全上、重要な地域

2 特別地域

関係法令等	区域の名称等	理由等
自然公園法	【国立公園】【国定公園】 1 特別保護地区 2 第1種特別地域 3 第2種特別地域 4 第3種特別地域 5 普通地域	優れた自然の風景地を保護するとともに生物多様性を確保する必要性が高い地域である。 ■国立公園(2) ①阿蘇くじゅう、②瀬戸内海 ■国定公園(3) ③耶馬日田英彦山、④祖母傾 ⑤日豊海岸
大分県立自然公園条例	【県立自然公園】 1 第1種特別地域 2 第2種特別地域 3 第3種特別地域 4 普通地域	優れた自然の風景地を保護するとともに生物多様性を確保する必要性が高い地域である。 ⑥国東半島、⑦豊後水道 ⑧神角寺芹川、⑨津江山系 ⑩祖母傾
大分県自然環境保全条例	県自然環境保全地域 1 特別地区 2 普通地区	自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが必要な地域である。 ①武多都、②小城山、③霊山、 ④湯山、⑤丸山、⑥堂迫
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	1 特別保護地区 2 鳥獣保護区	鳥獣又はその生息地として重要な区域である。 ■鳥獣保護区(65)のうち、特別保護地区(9) ①関崎、②宇佐神宮、③山下湖、 ④国東半島、⑤牧ノ戸、⑥青少年の家、 ⑦鶴御崎、⑧沖黒島、⑨角埋山
国連教育科学文化機関(ユネスコ)の登録地域	祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク 1 核心地域：自然環境を厳格に保護しなければならない地域 2 緩衝地域：核心地域と移行地域間のクッションとして、人間活動から核心地域を保護するための地域	生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的として、保護・保全だけでなく自然と人間社会の共生に重点が置かれた地域である。
特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(通称：ラムサール条約)の登録湿地	くじゅう坊ガツル・タデ原湿原	阿蘇くじゅう国立公園内の第1種・第2種特別地域内に位置する。 山岳地に形成された中間湿原としては国内最大級の面積を有し、多様な地質・地形を反映した植生が分布している地域である。

★対象敷地面積(5ha)の考え方

1 全国都道府県の環境影響評価条例の最小対象面積を勘案

2 電気事業法第48条第1項に基づく工事計画届出が必要な出力

2000kW相当であることを考慮

環境影響評価法及び条例における太陽光発電事業の対象規模要件等（太陽光発電として対象事業に位置付けているものに限る。）

令和2年7月16日現在

区分	環境影響評価法	①大分県	②長野県	③山形県	④静岡県	⑤山口県	⑥鳥取県	⑦新潟県	⑧岡山県	⑨兵庫県	⑩愛媛県
公布日	令和1年7月5日	平成29年3月30日	平成27年10月13日	平成29年12月26日	平成30年8月31日	平成31年4月26日	令和元年7月4日	令和元年7月	令和1年7月26日	令和1年10月3日	令和1年11月29日
施行日	令和2年4月1日	平成30年1月1日	平成28年1月13日	平成30年4月1日	平成31年3月1日	令和1年6月1日	令和元年10月1日	令和2年4月1日	令和2年4月1日	令和2年4月1日	令和2年4月1日
第1種事業の規模要件	出力4万kW以上 (面積100ha相当)	敷地面積20ha以上 (工業地域等を除く。) 特別地域(新設): 敷地面積5ha以上	敷地面積50ha以上	①普通地域: 土地面積50ha以上 ②特別地域: 土地面積20ha以上	①敷地面積50ha以上 ②森林を伐採する区域 20ha以上	①敷地面積50ha以上 ②森林を伐採する区域 20ha以上	①一般地域: 敷地面積20ha以上 ②特別地域: 敷地面積10ha以上	①一般地域:敷地面積 50ha以上 ②特別配慮地域:敷地 の面積30ha以上	土地の区画形質の変更 又は樹木の伐採等を行 う区域の面積20ha以上	事業区域面積5ha以上	出力2万kW以上
第2種事業の規模要件	出力3万kW以上 4万kW未満 (面積75ha相当)	設定なし	森林の区域等の敷地面積20ha以上	設定なし	①敷地面積20ha以上 ②特定地域: 敷地面積5ha以上	設定なし	設定なし	設定なし	設定なし	設定なし	設定なし
特別地域等の内容 (自然環境保全上、特に重要な地域)		工業地域等: 工業地域及び工業専用 地域 特別地域:別紙参照	森林の区域等: 森林の区域、国立・国 定・県立自然公園、河 川区域、原生自然環境 保全地域、法・条例自 然環境保全地域、郷土 環境保全地域、水資源 保全地域、法・条例希 少野生動植物の生息地 等保護区、鳥獣保護 区、重要な湿地の区 域、風致地区の区域等	特別地域: 鳥獣保護特別保護区、 保安林、国立・国定公 園、風致地区、県立自 然公園、自然・里山環 境保全地域	特定地域: 鳥獣保護法の特別保護 地区、自然公園法の特 別地域、海域公園地 区、自然環境保全法 の特別地区、海域特別 地区、県立自然公園条 例の特別地域、県立環 境保全条例の特別地区		特別地域: 国立・国定公園、県立 自然公園(特別地 域)、県自然環境保全 地域、鳥獣保護法特別 保護地区、ハマナス自 生南限地帯、森林法第2 条第1項の森林	特別配慮地域:国立公 園、国定公園、県立自 然公園等の地域であ り、これらを含む地域 で行う事業が対象			

区分	⑪愛知県	⑫岩手県	⑬島根県	⑭和歌山県	⑮茨城県	⑯徳島県	⑰福岡県	⑱福島県	⑲鹿児島県	⑳栃木県	備考
公布日	令和元年12月	令和1年12月27日	令和2年1月31日	令和2年3月31日	未記載	未記載	令和2年3月27日	令和2年3月下旬	令和2年3月31日	令和2年3月25日	残りの27都道府県は、 太陽光の適用なし又は 土地造成で対応
施行日	令和2年4月1日	令和2年4月1日	令和2年4月1日	令和2年4月1日	未記載	未記載	令和2年7月1日	令和2年7月1日(予定)	令和2年10月1日	令和2年12月1日	
第1種事業の規模要件	出力3万kW以上4万kW未 満	敷地等の面積50ha以上 (造成済み工業専用 地域を除く。)	敷地等の面積50ha以上	面積75ha以上	出力3万kW以上	出力3万kW以上	発電区域の面積50ha以 上	出力3万kW以上	①一般地域:一団の土 地の面積40ha以上 ②特定地域:一団の土 地の面積30ha以上	①敷地面積50ha以上又 は森林伐採等の面積 20ha以上 ②配慮地域:15ha以上 ③特別配慮地域:10ha 以上	面積:14県 5ha~75ha 出力:6県 2万kW~3万kW
第2種事業の規模要件	設定なし	①敷地等の面積20ha以 上(造成済み工業専用 地域を含む。) ②普通地域内10ha以上 ③特別地域内1ha以上	設定なし	設定なし	設定なし	出力2万kW以上3万kW未 満	設定なし	出力2万kW以上3万kW未 満	設定なし	設定なし	設定あり:5県 面積:3県 出力:2県 設定なし:15県
特別地域等の内容 (自然環境保全上、特に重要な地域)		②普通地域:国立・国 定公園(普通地域)、 自然環境保全地域(普 通地区)、県立自然公 園(普通地域)、県自 然環境保全地域(普通 地区) ③特別地域:国立・国 定公園(特別地域)、 自然環境保全地域(特 別地区)、鳥獣保護区 (特別保護地区)、県 立自然公園(特別地 域)、県自然環境保全 地域(特別地区)							②特定地域:鳥獣保護 管理法の特別保護地 区、自然公園法の特別 地域及び海域公園地 区、自然環境保全法 の特別地区及び海域特別 地区、種の保存法の管 理地区、県立自然公園 条例の特別地域並びに 鹿児島県自然環境保全 条例の特別地区	②配慮地域:上記から 特別配慮地域を除く地 域、緑地環境保全地 域、狩猟鳥獣の捕獲等 の禁止制限区域 ③特別配慮地域:国立 公園、県立自然公園 (特別地域)、(県) 自然環境保全地域(特 別地区)、鳥獣保護区 (特別保護地区)、生 息地等保護区(管理地 区)、特別緑地保全地 区、風致地区	特別地域等を設定:8県 (大分県を除く)

特別地域(自然公園・鳥獣保護区等)の面積について

区分	名称	面積(ha)	所在	備考
①国立公園	瀬戸内海	2,933.0	大分市、豊後高田市、国東市、姫島村	
	阿蘇くじゅう	18,310.0	別府市、竹田市、由布市、九重町、玖珠町	
	(小計)	21,243.0		
②国定公園	耶馬日田英彦山	74,772.5	中津市、日田市、宇佐市、九重町、玖珠町	
	祖母傾	10,240.0	佐伯市、竹田市、豊後大野市	
	日豊海岸(陸域)	4,293.8	大分市、佐伯市、臼杵市、津久見市	
	(小計)	89,306.3		
③県立自然公園	国東半島(陸域)	15,132.8	豊後高田市、杵築市、宇佐市、国東市	
	豊後水道	8,271.5	佐伯市、臼杵市、津久見市	
	神角寺芹川	10,065.5	佐伯市、竹田市、豊後大野市、由布市	
	津江山系	16,246.0	日田市	
	祖母傾	14,124.0	佐伯市、竹田市、豊後大野市	
	(小計)	63,839.8		
④自然環境保全地域	武多都	3.3	国東市	うち特別地区1.8ha
	小城山	3.4	国東市	うち特別地区1.62ha
	霊山	2.8	大分市	うち特別地区2.8ha
	湯山	3.9	由布市	うち特別地区3.9ha
	丸山	1.7	日田市	うち特別地区1.7ha
	堂迫	1.1	日田市	うち特別地区1.1ha
	(小計)	16.2		特別地区小計12.92ha
⑤鳥獣保護区	関崎	94.0	大分市	森林鳥獣生息地
	宇佐神宮	26.0	宇佐市	
	山下湖	110.0	由布市	
	国東半島	71.0	国東市	
	牧ノ戸	86.0	九重町	
	青少年の森	158.0	大分市	集団繁殖地
	鶴御崎	95.0	佐伯市	
	沖黒島	13.0	佐伯市	
	角埋山	5.0	玖珠町	身近な鳥獣生息地
	普通	34,202.0		
	(小計)	34,860.0		
⑥ユネスコ登録地域 (祖母・傾・大崩ユネスコエ コパーク)	核心地域	1,580.0	佐伯市、竹田市、豊後大野市	移行地域: 224344ha 全域: 243672ha 国定公園等と重複
	緩衝地域	17,748.0		
	(小計)	19,328.0		
⑦ラムサール条約湿地 (くじゅう坊ガツル・タデ原 湿原)	坊ガツル	53.0	竹田市	阿蘇くじゅう国立公園 特別地域内
	タデ原	38.0	九重町	
	(小計)	91.0		

A 大分県の面積

634,073.0ha

B 特別地域の面積

174,405.21ha

(備考: ①+②+③+④)

C 特別地域の割合

27.5%

(備考: C=B/A×100)

備考: ⑤の一部、⑥及び⑦の全域については、国立公園等と重複する部分があるため、割合の算出から除外した。

(参考)

特別地域の面積

①～⑤の場合(一部重複を無視)

面積(B'): 209,265.21ha

割合(C'): 33.3%

特別地域（自然公園・鳥獣保護区等）の状況



<p>行政区域(都道府県)</p> <p>行政区域(市町村)</p> <p>国立公園</p> <p>特別保護地区</p> <p>第1種特別地区</p> <p>第2種特別地区</p> <p>第3種特別地区</p> <p>普通地域</p>	<p>国立公園</p> <p>特別保護地区</p> <p>第1種特別地区</p> <p>第2種特別地区</p> <p>第3種特別地区</p> <p>普通地域</p> <p>都道府県立自然公園</p> <p>第1種特別地区</p> <p>第2種特別地区</p> <p>第3種特別地区</p> <p>普通地域</p>	<p>普通地域</p> <p>都道府県自然環境保全地域(野生動物保護地区)</p> <p>野生動物保護地区</p> <p>都道府県自然環境保全地域</p> <p>特別地区</p> <p>普通地区</p> <p>ラムサール条約湿地</p> <p>ラムサール条約湿地</p> <p>都道府県指定鳥獣保護区</p> <p>保護地区</p> <p>特別保護地区</p>	<p>普通地域</p> <p>鳥獣保護区</p>
---	--	--	--------------------------

都道府県自然環境保全地域(野生動物保護地区)

①武多都、②小城山、③霊山、④湯山、⑤丸山、⑥堂迫

ラムサール条約湿地

くじゅう坊ガツル・タデ原湿原

■ 国立公園(2)

①阿蘇くじゅう

②瀬戸内海

■ 国立公園(3)

③耶馬日田英彦山

④祖母傾

⑤日豊海岸

■ 県立自然公園(5)

⑥国東半島

⑦豊後水道

⑧神角寺芹川

⑨津江山系

⑩祖母傾

鳥獣保護区(65カ所、34,860ha)のうち特別保護地区(658ha)

A: 森林鳥獣生息地(640ha)

①関崎(94ha)

②宇佐神宮(26ha)

③山下湖(110ha)

④国東半島(71ha)

⑤牧ノ戸(86ha)

⑥青少年の森(158ha)

⑦鶴御崎(95ha)

D: 集団繁殖地(13ha)

⑧沖黒島(13ha)

F: 身近な鳥獣生息地(5ha)

⑨角埋山(5ha)

FIT法に基づく太陽光発電事業の認定状況の推移

年度毎の50kW以上の太陽光発電所認定件数(2020年3月現在の一覧から)

年度	認定件数	うち、 運転 開始前	発電施設の規模毎の内訳(kW)							
			50～ ～199	200～ ～499	500～ ～999	1000～ ～1499	1500～ ～1999	2000～ ～9999	10000～ ～19999	20000～
平成24年度(2012)	110	0	18	26	36	12	15	0	2	1
平成25年度(2013)	184	24	25	31	54	21	33	6	7	7
平成26年度(2014)	131	44	6	18	42	29	29	0	6	1
平成27年度(2015)	13	5	2	6	0	2	1	1	0	1
平成28年度(2016)	8	3	1	2	2	1	2	0	0	0
平成29年度(2017)	8	5	1	3	2	0	0	1	1	0
平成30年度(2018)	7	2	2	2	0	1	2	0	0	0
令和元年度(2019)	7	6	1	1	2	0	3	0	0	0
令和2年度(2020)	3	3	0	3	0	0	0	0	0	0
合計	471	92	56	92	138	66	85	8	16	10
2000kW以上合計:								34事業		

(敷地面積5haは、2000kW相当)